

誓約書

逗子市事務所等家賃減額助成金（以下「助成金」という。）の申請にあたり、以下の事項を含め、逗子市事務所等家賃減額助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に従っていることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当し、事業を継続する意思があります。
- 2 申請者が中小企業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃借人である家賃等が含まれていないこと。
 - ア 賃借人が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの
 - イ 賃借人が、申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。次号において同じ。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）であるもの
 - ウ 賃借人が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの
 - エ 前各号に掲げるもののほか、助成金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 3 申請者が個人事業者である場合においては、第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、次に掲げる者が賃借人である家賃等が含まれていないこと。
 - ア 申請者が賃借人の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。）であるもの
 - イ 賃借人が申請者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、助成金の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの
- 4 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った家賃等は含まれていません。
- 5 要綱第5条の交付額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している家賃等は含まれていません。
- 6 要綱第6条第2項各号の提出書類に虚偽はありません。
- 7 市が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等に応じます。
- 8 助成金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意します。
- 9 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）に規定するものをいう。）に抵触する行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請内容に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受

けることができない助成金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、申請内容に事実
に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるとき
は不正受給には該当しないものとする。)等が発覚した場合には助成金の返還を行います。

10 暴力団排除に関する次の誓約事項を遵守します。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請から、
助成金の交付後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓
約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、
異議は一切申し立てません。

記

- 一 申請者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年
逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下
「暴力団員等」という。）と認められたとき又は申請者が法人等（法人又は団体をい
う。）である場合にあっては、当該法人等が条例第 2 条第 1 号に定める暴力団又は同
第 5 号に定める暴力団経営支配法人等（以下「暴力団等」という。）と認められたと
き。
- 二 申請者及び役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人等である場
合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談
役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する
社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められ
る者を含む。以下同じ。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所
をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたと
き。
- 三 申請者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者
に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- 四 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜
を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与
しているとき。
- 五 申請者及び役員等が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会
的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 年 月 日

(あて先) 逗子市長

住所 _____
名称 _____
代表者名（自署） _____